

こども政策の推進に係る有識者会議（第7回）

1. 日時 令和5年2月15日(水)17:00～18:55
2. 場所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者

【構成員】

秋田喜代美	学習院大学教授
佐藤 博樹	中央大学大学院教授
(座長) 清家 篤	日本赤十字社社長
宮本みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授

【臨時構成員】

青木康太郎	國學院大學准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
上鹿渡和宏	早稲田大学教授、同大学社会的養育研究所所長、児童精神科医
菅野 祐太	認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls 代表、#男女共同参画ってなんですか代表
田中れいか	一般社団法人ゆめさぼ代表理事
谷口 仁史	NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
土肥 潤也	NPO法人わかもののみち事務局長
中島かおり	NPO法人ピッコラーレ代表理事
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
李 炯植	NPO法人 Learning for All 代表理事
渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

【政府側】

小倉 將信	こども政策担当大臣
渡辺由美子	内閣官房こども家庭庁設立準備室長
小宮 義之	内閣官房こども家庭庁設立準備室次長
佐藤 勇輔	内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官
鍋島 豊	内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官

4. 議事要旨

○清家座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参加賜りまして、ありがとうございます。

本日は、こども家庭庁創設後に策定いたしますこども大綱の検討に向けて、まず、構成員の宮本さんから、子供の貧困対策に関する大綱の現状について御説明をいただいた後、事務局から、昨年9月以降に行ったこどもまんなかフォーラムなどについて報告をいただきます。その後、こども大綱への論点の整理と第2次報告書の骨子について、意見交換をしたいと考えております。報告事項についての御質問などについても、最後の意見交換のときにまとめてお話をいただければと思います。

それでは、早速議事に入ります。

まず、「現在の3大綱に係る構成員報告」として、子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見について、宮本さんより御報告をお願いいたします。

宮本さん、よろしく願いいたします。

○宮本構成員 宮本でございます。議題1について報告いたします。

昨年、子供の貧困対策に関する有識者会議においては、令和元年度に策定された子供の貧困対策に関する大綱のフォローアップを行い、今般、資料1-1の「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」を取りまとめております。本日はその概要について、資料1-2に沿って説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。御案内のとおり、本年4月に設立されるこども家庭庁では、秋頃に子供の貧困対策に関する大綱の内容を含むこども大綱が策定されます。この文書は、こども大綱の策定に当たっては、こどもの貧困の現状や、これまでのこどもの貧困対策の実施状況等を踏まえることが重要であることから、子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況や、こども大綱策定に向けての各構成員の意見を幅広く取りまとめたものになります。

その下ですが、子供の貧困対策に関する大綱は、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが夢や希望を持つことのできる社会の実現に向けて、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、こどもを第一に考え支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを目的とし、令和元年11月に策定されました。

分野横断的な基本方針として、貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが夢や希望を持てる社会を目指す、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築するなどが定められ、分野ごとの重点施策として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的な支援などが総合的に推進されてきたところです。

1ページ目の下部には、大綱策定後における主な施策について、分野ごとに例示しております。例えば教育の支援では、令和2年4月以降、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、高等教育の修学支援新制度が開始、着実に推進されるとともに、生活の支援においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うた

め、子育て世代包括支援センターなどの整備等が進められてまいりました。また、施策の推進体制等というところにおいては、地方自治体におけるこどもの貧困対策に対する支援が着実に進められてまいりました。地方自治体のこどもの貧困対策についての計画について、都道府県だけでなく市町村においても策定数に増加が見られるなど、地方自治体においてもこどもの貧困対策の充実が進められてきたことがうかがえます。

加えて、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化、また令和4年はウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、国民生活に大きな影響が生じましたけれども、教育の支援のうち高等教育の修学支援新制度では、家計が急変した学生に対する授業料の減免や給付型奨学金の支給が行われ、また生活の支援では、様々なこどもの居場所づくりに係る事業の創設・強化、経済的支援では、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給が実施されるなど、速やかに対応がなされてきたところです。

2ページを御覧ください。次に、こどもの貧困の状況ですが、大綱には生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの39の指標が定められていますところ、教育分野を中心に多くの指標が赤い字となっており、改善傾向にあります。ただ、さらなる改善が求められると考えています。

なお、こどもの貧困率の直近値に関しては、国民生活基礎調査によると13.5%、全国家計構造調査によると8.3%となっていますが、令和3年に内閣府が中学2年生とその保護者を対象に実施した子供の生活状況調査では、所得水準が低い世帯やひとり親世帯では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっている可能性が示されていることなどを踏まえて、引き続き動向を注視していく必要があると考えているところです。

次に、3ページを御覧ください。これらを踏まえ、こども大綱策定に向けて、有識者会議構成員からは様々な貴重な意見があったところです。詳しくは資料1-1にございますが、こちらのページでは主な意見を掲載しておりまして、その中から幾つかピックアップして御紹介させていただきます。

まず「2 分野横断的な施策等について」でございます。こども施策と若者施策の接続に関しまして、これまでこどもの貧困対策は推進されてまいりましたが、こども施策と若者施策が連携されていなかったというような意見がございました。こども期だけでなく、若者期、成人期へとつながっていくライフコースの中で、きちんと総合的に捉えるという観点を忘れてはならないと思います。これからこども家庭庁の中で、子供の貧困対策に関する大綱と子供・若者育成支援推進大綱と少子化社会対策大綱が統合されてこども大綱となるという流れは、より包括的な視野を持ちこどもの貧困を捉えるということで、これからの流れに期待しているところでございます。

また、「3 各分野の施策等について」の「(1) 教育の支援」についてでございます。

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充及び常勤化に関してですが、こどもの貧困は、それぞれの実態に合わせて支援を行うために、支援をオーダーメイドにする必要があります。しかし、現場でオーダーメイドの支援を行うには、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの役割が大変重要です。現在、現場ではその数が不足

しており、重要な案件しか対応する余裕がないというような声もございますので、配置の拡充と常勤化について、教育と福祉の連携を進めるためにも、早く一步先に進めるべき時期に来ているのではないかといった意見がございました。

加えて「（４）経済的支援」にございます児童手当や児童扶養手当の拡充ですが、構成員からは多くの意見がございました。特に児童手当については、現在、政府でも関係府省会議を開催するなど議論が進められているものと承知しておりますが、子供の貧困対策に関する有識者会議でも、児童手当は貧困の予防的な対応策として重要であり、拡充すべきであるなどの意見があったところですので、今後の政府での検討に期待したいと思います。

最後になりますが、今後、こども家庭庁の下で、こどもの貧困対策を含むこどもに関する施策を一元的に進める中で、必要な安定財源の確保を図りつつ、こどもや家庭が抱える様々な課題に対して、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援を講じていくことが求められます。その中で、こどもの貧困対策も、より包括的な視野を持って一層強力に推進していかれることを期待しております。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして「こどもまんなかフォーラム等の報告」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○佐藤参事官 こども家庭庁設立準備室で参事官をしております佐藤でございます。

資料２－１を御覧ください。まず、昨年９月から今年１月にかけて、「こどもまんなかフォーラム」として、こどもや若者、また記載の団体の方々から大臣自ら意見をお聴きするという会を６回、また、「関係団体・有識者との対話」として、学識経験者の方や経済界・労働界の方々との意見交換を３回実施してまいりました。資料は少し大部になりますけれども、かいつまんでお話をしたいと思います。

まず、１ページ目、一番最初のこどもまんなかフォーラムでありますけれども、９月に行いまして、参加者の欄にありますとおり、小学校５～６年生から中学生までの８名の方に来ていただきまして、この方々は内閣府のユース政策モニターから募集をしました。その中で様々な意見が出てきましたけれども、主な意見を御紹介します。

まず、居場所の関係ですけれども、中学生の女性・男性から、中高生のこどもの居場所がない。中高生のこどもが集まれるようなコミュニティーがあるといいといった意見がありました。

また、遊びとか公園の関係の御意見が結構ありまして、小学生や中学生問わず、動かない遊具になってきている、遊具が減ってきている、遊べる場所が少なくなっている、そういった話がありました。

また、ジェンダーに関して、小学生の女性から、ジェンダーに配慮してほしいという意見もありました。

また、学校教育に関しては、特に小学生からいろいろな御意見を頂戴したところです。

２ページ目、その他の欄ですけれども、中学生の男性から、児童の権利条約について、こ

どもたちの憧れの職業でもあるようなユーチューバーに説明してもらうのがいいのではないかと話や、また、上から4つ目、中学生の男性からは、弱い立場のこどもに門戸が開かれた、そういったこども家庭庁であってほしいといったお話がありました。

3ページ目、第2回のこどもまんなかフォーラムは、高校生5名、大学生・高専生2名、20代の若者2名の計9名から、こちらも内閣府のユース政策モニターから募集をして、御意見を頂戴しました。

この中で、まず学校教育・教育関係の関係ですが、上から2番目、高校生の男性・女性からは、幼い頃から課題解決型・探求型の学習教育を行う必要があるという点。

次の3番目、高専生の男性から、体験できるような教育をもっと増やしてほしいということ。

また、その1つ下、高校生の男性からは、得意分野をいかすような学校づくりをしてほしい。

中ほどですけれども、不登校の生徒に対しての支援もしてほしいといった話がありました。

次の大きな丸、学費や奨学金の関係ですけれども、社会人、20代の男性から、奨学金の返済、結婚・子育て費用、そういった若者の貧困に目を向けてほしいということ。

また、次のボツですけれども、高校生の男性からも、奨学金の返済など将来に対する漠然とした不安がある。

下から4つ目の黒丸、高専生の男性から、お金の影響で希望する進路を諦めてしまう例もあるといった話がありました。

大きな丸、就労環境・雇用問題で、社会人、20代の女性からは、若者の労働環境を変えていかないと少子化は解決しないのではないかと。こどもが育っていく未来が全然見通せないという不安を感じる、そういった話がありました。

4ページ目、格差の話ですけれども、高校生の女性から、地域に関係なく、より平等に学びに参加できる機会が与えられてほしい。

また、4つ目の黒丸ですけれども、高校生の男性から、情報格差で将来の進路が狭まってしまうというような意見がありました。

また、居場所に関しても、こちらでも高校生の女性から、気兼ねなく話せる居場所をつくらしてほしい、心のよりどころがほしい、そういった話がありました。

また、相談支援体制ですけれども、20代の男性、女性から、事前に相談先が分かるようにしてほしいとか、周知を改善してほしいといった話がありました。

中ほど、高校生と大学生の女性から、児童相談所の環境についての指摘もありました。

また、その少し下、高校生の女性、大学生の女性から、スクールカウンセラーをもっと活用できるようにしてほしいというような話がありました。

その他の欄ですが、2番目の黒丸、高校生の女性からは、こどもの声が実際に届けられることで、こどもが大人を信用できる社会にしたいというような話。

また、一番下の黒丸ですけれども、高校生の男性から、今生きているこどもたちの幸せを守ることに、こどもを産みたい人が産める環境づくりに取り組んでほしい、といった話があ

りました。

5 ページ目、若者が中心になって活動している団体の方々、参加者の欄にいらっしゃるような方々にお集まりいただきました。

まず、G7/G20 Youth Japanの浅野様でありますけれども、上から2番目のポツ、ユースエンゲージメントとかエンパワーメント、そういったミッション・姿勢を期待したいということ。

また、1つ下ですけれども、子どもや保護者のセーフティーネットを柔軟・迅速な支援体制という形で構築をしてほしい。

また、もう一つ下、先ほどと似ていますが、地方の子どもにとっての選択肢や可能性が限られているため、そういったところの多様な経験・機会の平等性をもう少し向上させてほしいといった話がありました。

続きまして、困難を抱える若者の支援に取り組まれている今井様からですけれども、子どもやユースのためのセーフティーネットづくりが必要で、そのためのオンラインやチャットでの相談のようなアクセスしやすい環境づくりが必要という話がありました。

6 ページ目、日本青年会議所副会長の崎野様ですけれども、2番目のポツですが、子どものキャリア教育という観点でも、例えば親が働く会社に子どもが職業体験できるような取組もいいのではないかと。

また、上から4番目ですけれども、様々な子どもの意見を聴ける場や閲覧できる場は企業にとってもあったほうがいいのではないかとという話がありました。

次に、中ほどの特定非営利活動法人manma理事の新居様ですけれども、家族や家庭の問題というのは、家族にまつわる不安なのだと。そういうことを知った上で、若い世代がライフイベントを選択できたり、また、その課題にぶつかったときに乗り越えていけるような仕組みがあることが大事なのではないかとという話がありました。

また、次のポツですけれども、若い世代のライフデザインに関する支援が大事なのではないかということ。

また、上から3つ目ですけれども、少子化の関係で何かイベントをするとき、若い人だと中高生向けがあるのだけれども、目の前の受験といったイベントに忙しくて、なかなか結婚・子育てをリアルにイメージするのが難しい中で、大学生とか20代の若者に対しての支援や情報提供のようなものに注力したらいいのではないかとという話がありました。

一番下、NO YOUTH NO JAPANという団体に活動されている能條様から、まず、若者の声を聴くためには、選挙制度も考えなければいけないということ。

また、一番下ですけれども、ジェンダー平等に関する要望が若者の中でも多いけれども、そこに対する取組の強化が必要であるということ。

また、7 ページ目でありますけれども、経済状況や家庭環境、地域、雇用形態の違いで若者の間に階層化が見られるので、その辺りの手当てが必要だということがありました。

また、この回の最後、日本若者協議会の室橋様からは、2番目のポツですけれども、子ども・若者像というのは社会の一員であって、権利の主体なのだと。そういった観点で子ども

主体の活動を支援していくべきだという話がありました。

また、中ほどですけれども、当事者のこどもや若者の声を聴いていくべきということ。

また、下から3番目ですけれども、日本で若者の自己肯定感がなぜ低いのか、メンタルヘルスの状況がなぜ悪いのか、社会参加の意識がなぜ低いのか、そういったことについて定量的に把握をして、数値目標を設定するという話がありました。

ひとまずここで私の御説明を終わります。

○清家座長 ありがとうございます。

途中ですけれども、ここで小倉大臣がいらっしやいましたので、大臣から御挨拶をいただきます。

小倉大臣、よろしくお願ひいたします。

○小倉大臣 清家座長、ありがとうございます。そしてまたこども政策の推進に係る有識者会議の構成員の皆様方、今日もお忙しい中、ありがとうございます。

直前まで予算委員会の集中審議がございましたもので、遅参して申し訳ございません。また、ちょっと挨拶をしてすぐ失礼をせねばなりません。そのことも併せておわびを申し上げます。

昨年9月から今年1月にかけて、こどもまんなかフォーラムを6回、関係団体・有識者との対話を3回開催したことに加えまして、児童館や児童養護施設などの現場を訪問いたしまして、私自らこども家庭庁設立準備室の皆様と共にこどもや若者、子育て当事者、支援者の方々などの声に丁寧に耳を傾けさせていただきました。詳細は事務局から報告している最中ということですが、こども・若者の視点に立つということは、こどもや若者、子育て当事者の意見を大切にすることであると改めて感じておりまして、こどもまんなかフォーラム等で聴いた意見をこども大綱の検討にしっかりと反映していくことが必要だと考えております。

今日の予算委員会でも、こどもや若者の意見を聴くプロセスとして、約1万人、様々な形で募集をさせていただいて、随時、こどもや若者の意見を様々な施策に反映できる、そのようなこども家庭庁にする予定であります。

そして、こども大綱の検討は、こども家庭庁が創設をされる4月以降、総理を長とするこども政策推進会議の下で本格化をしていきます。この有識者会議で今年度末、来月末までに取りまとめでいただく第2次報告書は、こども家庭庁の下での具体的な検討に向けて、大所高所の観点から論点を整理し、基本的な考え方などを示すものにしていただければありがたく存じます。

清家座長をはじめ皆様におかれましては、ぜひ引き続き忌憚のない御意見、御議論をいただきますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○清家座長 小倉大臣、ありがとうございます。

それでは、大臣におかれましては、別の御公務のため、これで退室されます。どうもありがとうございました。

(小倉大臣退室)

○清家座長 それでは、引き続き、こどもまんなかフォーラム等の報告を続けていただきます。

○佐藤参事官 お手元の資料2-1にお戻りいただきまして8ページ目、第4回のこどもまんなかフォーラムであります。子育て当事者の方、また子育て支援団体の方々にお集まりいただきました。

まず、みらい子育て全国ネットワークという子育て当事者の集まりの代表である天野様から、子育て世代の意見を集約すると、子育てが辛いという声を大変多く聞く。その子育て世代の可処分時間や所得が少ないこと、子育てに優しくない社会の雰囲気の原因なのではないか。

3点目ですけれども、そのために子育ての無償化、皆で保育、皆で支援というのを政策としてやってほしい。

4つ目のポツの後半ですが、シームレスでユニバーサルな伴走型の支援をお願いしたい。それをこどもや親世代両方に対して、そういったお話がありました。

また、障害児の保護者でいらっしゃる稲葉様からは、インクルーシブ教育をお子様在接受られていく中で、こどもたちの中で世の中にはいろいろな人がいるのだ、多様な人間がいるのだということを小さいうちから学ぶことができるのだということ。

また、2番目のポツですけれども、健常者の方でも障害のある方でも、全てのこどもに対して情報が一律に届くことが理想だというような話がありました。

9ページ目、子育ての支援に取り組まれていらっしゃる奥山様からでありますけれども、子育て家庭が置かれている状況はかなり厳しい。孤立している中で、厳しい子育てをしている現状が調査でも示されている。

2点目ですけれども、こどものウェルビーイングを高めるという観点からは、幼少期から、大人から受容されること、また集団の中で自然かつ自発的な遊びや育ち合いが保障されるというふうにあるべきだということでもあります。

続きまして、千葉市の家庭教育支援チームで子育て支援をされている菊池様からでありますけれども、3つ目のポツです。地域のネットワークづくりにはコーディネートの役割が必要だと。こどもの活動、子育て支援に取り組む中間支援の方々の役割も大事なのだということ。

また、4点目、こどもまんなかにするためには、真ん中を囲む大人たち、保護者や地域や周りの大人の共通理解が必要だということ。

また、その下ですけれども、こどもたちにこどもの人権についてしっかり伝えていかないと、それはこどもまんなかになっていかないのだという話がありました。

10ページ目の中ほど、助産師をなさっていらっしゃる岸畑様でありますけれども、3つ目のポツです。子育て支援は女性や母親を対象としがちだけれども、実際は男性も多いので、男性は相談できる場所が少ない。そういうところをしっかりとカバーしたほうがいいということ。

また、一番下のポツですけれども、切れ目ない支援を行うためには、支援する側の人同士

のコネクションが必要、つながりが必要だという点であります。

続きまして、育児をする男性の集まりであるファザーリングジャパンの理事の塚越様でありますけれども、3点目のポツです。GIGAスクール端末が今、子どもたちに配られていますけれども、1人1台支給されているその端末を教育目的以外にも活用して、子どもの命綱として使うという方法もあるのではないかという話。

また、一番下のポツですけれども、男性の育児参画においては、本人の意識啓発、組織全体の取組、上司のマネジメントが大事だといったようなお話がありました。

続きまして11ページ目、第5回の子どもまんなかフォーラムは、困難を抱える子どもや若者、家庭を支援する団体の方々にお集まりいただきました。

まず、子ども食堂をなさっているむすびえの湯浅様でありますけれども、子ども食堂は今、7,000か所を超えていて、あと1～2年で中学校の数よりも多くなるぐらいの社会になってくるのだと。そうした中で、子どもや若者にとって最も身近なコミュニティ拠点が、子ども食堂などの地域の居場所なのだ。

4つ目のポツですけれども、居場所の数が多いほど、子どもとか若者の自己肯定感は高くなるといったお話がありました。

12ページ目、CAPセンターという子どもの暴力防止に取り組まれている伊藤様でありますけれども、4つ目のポツです。子どもの権利を守って、子どもの安心・安全な毎日実現するために、子どもの周りの大人への働きかけも非常に重要だということ。

また、中ほどですけれども、子どもが権利行使の主体であるということ、子ども自身にも、大人にも、そして社会全体が理解できるようになることが大事だという話がありました。

続きまして、セカンドチャンス！という少年院の出院者の自助グループの創設メンバーである中村様でありますけれども、13ページ目の上ですが、女子少年院を訪問されていく中で、加害者になる前に被害者だったのではないかということに気づいたと。もともと被害者性を帯びた方々が、少年院を出院した後も、差別や偏見の壁に直面して、誰にも頼ることができずつらい思いをしていく。新しい生活をしていこうとしているわけなので、そうした子どもや若者を応援できるような社会でなければいけないといった話がありました。

続きまして、子どもの貧困・教育支援に取り組んでいらっしゃるキッズドアの理事長の渡辺様でありますけれども、中ほどの最初のポツですが、コロナ禍で収入が減っている中で、貯金も食い潰して、その中で物価高騰が重なっていて、かなり子育て世帯は困窮世帯が厳しい状況にある。

3点目のポツですけれども、高校生のいる家庭への経済的支援も必要である。

また、4点目のポツ以降に幾つか出てきますが、奨学金をもう少し手当てをするなど、そうした形で大学の進学への後押しも大事なのではないかという話がありました。

14ページ目、日本発達障害ネットワークの理事長の市川様でありますけれども、下から3番目のポツです。子どもに関する支援に関わっている方々であっても、発達障害についてきちんと理解されていることがなかなかまだ少ないのだと。それは学校も同様であって、そのような支援に携わっているような大人たちに対する質の担保やサポートが必要なのではない

かという話がありました。

15ページ目、第6回のこどもまんなかフォーラムでありますけれども、こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体の方々でありまして、まずフローレンスグループの会長CEOの駒崎様からは、ウェルビーイングの向上が大事なだけでなく、そのときに客観的に測るウェルビーイングのほかに、こどもたちや若者たちの充実度、満足度みたいな主観的ウェルビーイングがあるわけで、そこに関する指標がないので、そういうところをKPIとしてしっかりと設定するのが大事なのではないかということ。

また、中ほどですけれども、子育て無料社会という形で、子育てに関するお金がかからないような施策が必要なのではないかという話がありました。

16ページ目、TOKYO PLAYという団体、こどもの遊びに関する取組を推進されている嶋村様からでありますけれども、こどもが豊かに遊べる環境を保障することが欠かせないのだと。遊びの重要性は認識されているのだけれども、今まではややもすると感覚的になっていて、そこをしっかりと保障するのは、そういうビジョンとか戦略が必要だという話がありました。

また、中ほどやや下でありますけれども、まさにこども大綱が策定される今年、遊ぶということをしかりとこどもまんなか社会を実現する柱として盛り込む絶好のチャンスであり、それを国として取り組むことになれば、それは少なくともアジアでは初めてになるのではないかというような話がありました。

17ページ目、児童館の整備などに取り組まれている児童健全育成推進財団の理事長の鈴木様からですけれども、こどもの居場所はこどもが主観的に自分の居場所だと選択できる場所であるべき。大人が、ここがあなたの居場所だと決められるようなものではないのだということ。

また、3点目のポツですけれども、こどもがこども同士で仲間と付き合っていて、親以外の大人と交流することで社会性を身に着け文化が伝承される、そういうことを地域地域でしっかり保障していくことが重要という話がありました。

続きまして、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの事務局長の高井様でありますけれども、一番上のポツです。こどもが自分に関わることについて決められる権利の主体だということ、また私の社会の担い手であるということ、そうした認識を持つことが大事で、こども自身が自分は権利を持っているということを知ることや、大人はこどもが守られる対象というだけではないのだと、こどもが真ん中だということを知ることが必要だと、そうした話がありました。

次の18ページ目、全国子ども会連合会の会長の美田様でありますけれども、上から5番目、6番目辺りです。大人が先んじて口を出さずに、こどもたちが考えて、行動して、失敗し、そこから学ぶという成功体験が大事だということ。失敗を重ねるといことこそが、こどもたちにとっては成功なのだということ。

また、一番下ですけれども、学校にこれ以上プラットフォームとしての役割を押しつけるのはどうかと。社会教育主事などの活用も大事になってくるのではないかという話がありました。

続いて19ページ目、ガールスカウト日本連盟の会長の和田様ですけれども、こども自身が自らのことについて意見表明ができる、社会参画できる、そうしたことがとても大事だということでした。

下から3つ目ですけれども、コミュニティーで様々な大人がこどもの成長に関わっていくことが大事だという話がありました。

続きまして、関係団体・有識者との対話に移ります。20ページ目ですけれども、まず「人口減少・持続可能な経済社会」をテーマに意見交換をしました。

ニッセイ基礎研究所の天野様からは、少子化が止まらない日本の処方箋としては、家事・育児重視の男性が当たり前になるような、そういう企業風土をつくることとか、女性だから、男性だからという固定観念を打破することが必要だという話がありました。

続きまして、国立社会保障・人口問題研究所の岩澤様からは、人口減少時代のこどもの現状も的確に把握していくことが大事だと。社会の中では少数派になっていく中で、都市部に住むこどもだとか、多様な環境にいるこども、社会の弱者としてのこども、いろいろな視点からの検討が必要という話がありました。

21ページ目、ジャーナリストの河合様からでありますけれども、中ほどですが、優秀な若者人材の投資や機会の提供も大事だし、若者同士が交流するような機会をつくっていかねばいけないという点がありました。

また、下から5番目ですけれども、少子化がなかなか止まらないということも前提にしながら、何をやるかということもこども政策の中では柱として考えなければいけないという話がありました。

続きまして、お茶の水女子大学の永瀬先生からですけれども、若者の雇用対策、安定雇用、また子育てをできる時間を与えるということが大事なのではないかという点。

また、奨学金も大事ですし、3点目、低所得となってもこどもが安心して育てられる社会的配慮として、非正規の方々も含めて育児休業の給付などを何らかサポートしていくことが大事なのではないかという話がありました。

22ページ目、中京大学の松田先生からは、総体的な少子化対策として、全ライフステージを支援していくこと、全ての家庭の子育てを支援すること、また現物給付、現金給付をバランスよくやること、特に現金給付の一層の拡充といった話がありました。

23ページ目、第2回の関係団体・有識者との対応は、経済団体、労働団体の方々にお集まりいただきました。

まず、日本商工会議所の矢口様からは、少子化対策としても、成長戦略としても、仕事と育児の両立支援が必要であって、男女問わず育休が取得できる環境とか、保育の質・量の充実、また子育て支援に関わる安定的な財源の確保が必要だという話がありました。

また、2番目のポツですけれども、自分の人生をどう歩みたいか、自己決定権をこどもが持つこと、最終的には自立できるような形が最も効果的な取組なのではないかという話がありました。

続きまして24ページ目、日本経団連の清水様からでありますけれども、2番目のポツです。

今後の期待としては、子育て支援の全体像を示す、必要な方に必要な支援を行う、メリハリをつけた対応を行う、国民の理解を得ながら社会全体で公平公正な負担をしていくという話がありました。

続きまして、新経済連盟の関様でありますけれども、こども政策にかかる費用はコストではなく投資なのだという点。また、多様な家族の在り方が浸透する中で、優秀な若者が活躍できる日本にしていかなければいけないという話がありました。

25ページ目、経済同友会の日色様からでありますけれども、今、こどもや若者の関係で3つの壁がある。1つは高校生の壁でありまして、義務教育を終えて市区町村の支援の枠組みから漏れてしまうこと、行政機関の縦割りの壁、行政や学校とNPOの方々の壁、そうした壁を打破していく横横の連携、縦の連携をもっと深めることが大事だという話がありました。

26ページ目ですけれども、連合の村上様からは、こどもの権利擁護の観点からこども大綱に求めることとして、全てのこどもに対する支援の提供、こどもの安全確保や質の高い保育、こどもの貧困対策の強化、こどもの意見聴取に係るような機関の設置、そうしたお話がありました。

対話の最後、27ページ目、第3回ですけれども、「財政・社会保障」をテーマに対話をしました。

この中で、まず上智大学の香取先生からは、2番目のポツですけれども、男女が希望どおり働ける社会づくりが求められている。そうした中で様々な保育サービスが用意されて、就労や家族形成に応じて柔軟に選択可能だという感じが大事だと。

また、4点目ですけれども、結婚・出産はあくまで個人の選択であって、義務でもなければ責務でもなくて、権利であって希望なのだと。そうした姿勢を忘れてはいけないということがありました。

28ページ目、大和総研の熊谷様からですけれども、1点目の後半ですが、専業主婦や産後再就職した方に対する在宅の育児支援を強化すべきだということ。

2点目のポツですけれども、正規・非正規の格差解消があらゆる政策のセンターピンなのではないかというお話がありました。

続きまして、慶應義塾大学の権丈先生からですけれども、3点目のポツです。子育て費用の社会化ということが、予防的な社会政策として有効だという話がありました。

三菱総合研究所の武田様からでありますけれども、少子化は様々な要因が絡み合っていく中で、男女ともに結婚しない、こどもを持たないという選択や価値は尊重されるべきだと。その上で、将来の経済的な見通しが未婚率の上昇に大きく影響しているため、非正規の方々への対応を含めて、そうしたところの対応が必要だと。また、リスクリングが必要だと。そういったような話がありました。

30ページ目、BNPパリバの中空様からは、人口が減っていくということは、国力を弱めるので、ソブリンリスクを高める要因にもなっていくのだと。

中ほどですけれども、こどもが大人になる過程でどういう弊害があるかを包括的に見直していく必要があるのだということがありました。

また、下から3番目、ユニバーサルに日本に住む子どもや若者、誰でも得られるもの、またそこに上乘せしてそれぞれの地域の特性を出すこと、その両方を生かしていくべきだという話がありました。

資料2-2でありますけれども、内閣府のユース政策モニターの子どもや若者からのウェブアンケートをしています。

1 ページ目にあるように、家族や家庭に関すること、友人・人間関係に関すること、学校、暮らしているまち、生活全般、仕事、結婚・子育て、こうしたことについて調査時点で10～30歳の子どもや若者、281名の方々から御回答いただきました。長くなって恐縮ですけれども、貴重な生の声ですので、かいつまんで御紹介をしたいと思います。

2 ページ目、家族・家庭に関することとして、普段感じていることでは、家族と過ごす時間が少ない、安心して暮らせるぐらいの給料がもらえるといい、金銭的・社会的な不安がある。また、家族の在り方として、多様な在り方を尊重してほしいと。

また、3 ページ目ですけれども、虐待やDV、性差別がないような社会にしてほしいとか、その他の欄ですけれども、家族とうまくいかないときに話を聞いてくれる大人が欲しいとか、親ガチャと呼ばれるような状況は改善してほしいという話がありました。

4 ページ目、そういうことを改善するための取組としては、まさに家族と過ごす時間を増やすには、休日を増やすとか、子どもと同じ時期に親も休めるといいとか、また経済的な支援がもう少し充実する奨学金の話とか、相談窓口も増やしてほしい。多く寄せられたのは、子どもや若者の居場所をつくってほしいと。学校、家庭以外の場で子どもの居場所ができるということ。子どもたちはその2つが自分の全てだと思い込んでしまっているところがあるので、そうではない場所をつくるのが大事だという話がありました。

5 ページ目、多様性や相互理解を進めるような取組も進めてほしい、また、子育てをしながら働きやすいような労働環境も整備してほしいという話がありました。

6 ページ目が友人・人間関係の話ですけれども、多くは人間関係、友達に嫌われていないかといったお話もありましたし、3つ目ですけれども、遊ぶ時間や場所がもっと欲しいというのが特に小学生から寄せられています。

7 ページ目、そのためにどういう取組が必要かですが、相互理解の関係ですと、自分もみんなもそれぞれが幸せを感じるような社会になるといいと思う、豊かな人間関係が築けるような教育が大事だといったお話がありました。

また、友人や大人との関わりのところは、居場所とも関わるのですが、児童館や広場、遊びに行ったり宿題ができるような場所があったり、年上の人や大人と関わる機会が必要だという声が挙げられています。

また、いじめについても指摘がありましたし、その他の欄ですけれども、自分が存在できる場所を複数持てるといいのではないかという話がありました。

8 ページ目、学校に関することですけれども、子どもの意見、生徒の意見が反映されない、なかなかそうしたところがうまくいっていないのではないかという話がありました。

また、大学に行くのにお金がかかり過ぎるという話。

教育現場の話も、こどもや若者たちから見ても、先生が忙し過ぎる、先生に余裕がない、相談したいと言っても先生が忙し過ぎてなかなか相談しづらい、気を遣ってしまう、という話がありました。

また、ICTをもっと活用してほしいということがありました。

9ページ目、そのために必要な取組としては、相談しやすいと思える方法で相談できるような機関とか仕組みがあった方がいいと。

先生の就労環境をもっと良くしてほしいという声が若者自身からも挙がっています。

こどもの意見をもう少し学校運営などにも生かしてもらえるといいのではないかという話。

ICTをもっと活用してほしいということ。

その他の欄ですけれども、地域地域の大人の目を増やすことも大事なのではないかという話がありました。

10ページ目、暮らしているまちに関しては、居場所となるところが少ないという話や、地域によってどうしても学びや経験に格差が出るということ。

3点目、公園や遊び場、これは繰り返し出てきていますけれども、公園が少ない、遊び場が少ないという話です。

11ページ目、そのために必要な取組としては、地域内での交流、コミュニケーションの場をつくっていくこと。まちづくりのところで2番目ですけれども、若者が考えて行動する、町のことについてそういうことができるような取組がもっと広がっていくのがいいのではないかと。

また、そうしたまちづくりについても、こどもや若者が意見を言えるようにしてほしい、こどもの意見を重視してほしいということがありました。

4点目、学習の場のところですが、こどもが安全に遊べるような、また、学べるような場所を増やしてほしいという話がありました。

12ページ目、心身の健康やお金などの生活全般の話ですが、経済的な負担が大き過ぎるのではないか、お金の心配をしてしまう、小学生の女の子ですが、そういったお話がありました。

就労環境としても、働く時間が限られること、こどもを預けることに制限があって、こどもが育てにくいような状況にあるのではないかと。

学費、奨学金のところですが、将来が不安で楽しめない。借金をこれから返していかなければいけない、そうした話がありました。また、将来に対する不安も挙げられています。

13ページ目、そのために必要な取組ですが、経済的な支援をもう少ししっかりしてほしい、若者の貧困をなくしてほしい、そうした話がありました。

また、就労環境としても、体を壊すまで無理して働かなくても安心して暮らせるようにしてほしいという話がありました。

また、社会に出たときに困らないような教育が必要だと思えるという話もありました。

14ページ目、15ページ目は仕事の関係ですが、希望する職業に就けるかどうか分か

らないという将来への不安や仕事を知る機会のところですが、中学生・高校生のときからいろいろ知るチャンスが欲しい、ロールモデルが不足しているのではないかと。

また、就労環境ですけれども、フルタイムで就労がデフォルトになっているけれども、仕事量が多過ぎるのではないかと。また、非正規が多過ぎるのではないかとという話がありました。

15ページ目、そのための必要な取組ですけれども、小学生・中学生の頃からロールモデルに触れられる機会があるといいのではないかと。

また、多様な働き方をもっと増やしてほしい、雇用形態を改善してほしい、そういった話がありました。

16ページ目、結婚や子育てに関することでもあります。まず、小学生や中学生からも、結婚したいと思えない、子育てをしながら仕事ができるのかなという意見とか、こどもは欲しいけれども、子育てと仕事を両立できる自信がないという声が挙げられています。また、それは20代の方々からも同様のことが言われています。

その子育てに対する危惧のところですが、特に母親に負担が偏っているところが大きいのではないかと。男性も育児休業制度を使っている人が少ない。性別役割分担のイメージは消えないというような話がありました。

一方で、その他の欄の一番下ですけれども、小学生の女性から、今はまだ考えられないけれども、両親は仲がいいので結婚には前向きだといった意見もありました。

18ページ目の問7-3、どういう取組が必要かですけれども、育児休業を取りやすくする、男性が当たり前で育児ができるような環境にしなければいけない。また、育休の取組や、結婚で何がかわるかの情報発信をもっと若い世代にしてほしい。これは高校生からの意見です。

また、結婚・出産の機運醸成として、経済的な基盤も確かにしなければいけないし、長時間労働もなくしていかなければいけない、こどもに優しい、子育てに優しい、そういった社会的な機運の醸成をしていかなければいけないという話がありました。また、経済的支援のことや、その他の欄ですけれども、子育てを家族全体、また地域全体で支えていくことが大事なのではないかという話がありました。

資料2-3は、大臣自身がいろいろな視察や意見交換をしたことについて、詳細の説明は省きます。1ページ目にあるとおりのいろいろなところに訪問しておりまして、こどもや若者、子育て当事者からさまざまな意見を聞いて来ています。重複するところが多いので、今はお時間の関係で割愛しますが、また後ほど御覧いただければと思います。

資料2-4、特に子育て当事者の関係で統計調査の結果などについて、少し御紹介をしたいと思います。

2ページ目ですけれども、未婚の女性が考える理想のライフコースはグラフの黒い三角のところですが、出産後も仕事を続ける両立コースが初めて最多になっています。また、右端ですけれども、男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも両立コースが最多です。今を生きる若者、子育て当事者は、両立をするのが理想だというのが男女問わず最多になっているということです。

また、3ページ目、夫婦の平均的な理想のこども数は緩やかに低下をしてきている現状に

あります。

4 ページ目、理想のこどもの数を持たない理由は、理想が1人で予定が0人のところは、「欲しいけれどもできない」が最多ですけれども、理想が2人で予定が1人、またはそれ以上のところだと、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」「高年齢で産むのが嫌」「これ以上育児の心理的負担に耐えられない」という声が大きいです。

5 ページ目がそれを年齢で分解したものですけれども、赤い色が35歳未満です。子育てや教育にお金がかかり過ぎるが圧倒的に多いのですけれども、並んで多いのが、中ほどの育児の負担もそうですし、左から3番目の仕事に差し支えるからというものもあります。あと、左から2番目の家が狭いからというもの、若い世代の項として挙げられています。

6 ページ目、自分の国はこどもを産み育てやすい国と思うかに関しては、他の国と比べると日本は圧倒的にそうは思わないという回答が多いという状況にあります。

8 ページ目、子育てをして負担に思うことは、身体や精神的な疲れというのが多く指摘をされているところです。

最後に10ページ目ですけれども、先ほどウェブアンケートを御紹介しましたが、ユース政策モニターの10代・20代の若者たちと直接内閣府の職員が意見交換をしています。それも少し簡単に御紹介します。

一番上、18歳の高校生の女性からは、妊娠・出産に孤独感があって、女性の負担が大き過ぎるのではないかと。

2番目のポツ、24歳の大学生・大学院生の女性からは、特に女性にとっては子育てとキャリアの両立が困難だということ。

5番目、28歳の男性からは、共働きしないと十分な収入が得られないということ。

22歳の大学生・大学院生の女性からは、教育費が高くなっていて、経済的負担を考えれば1人しか産めなさそうだということ。

30歳の会社員の方から、都市部では家賃が高い、住居にお金がかかるという話です。

最後、28歳の男性から、電車内のベビーカーの問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象があるという話がありました。

長くなって恐縮でありますけれども、これらこどもや若者、子育て当事者の声をしっかりと反映した形で、こども大綱づくりに活かしていくことが大事だと事務局としても考えています。

以上です。

○清家座長 それでは、ここからは論点の整理となる第2次報告書の骨子について意見交換を行いたいと思います。

まず、私の方から、第2次報告書の狙いについてお話をいたします。

前回の会議で議論いたしましたとおり、この会議が今年度末に役割を終えるに当たり、こども大綱の検討に向けたこども家庭庁への申し送りを第2次報告書として取りまとめたいと考えています。

こども大綱そのものは、4月のこども家庭庁創設後に、総理を長とするこども政策推進会

議において案が検討され、秋頃を目途に閣議決定される予定のものでございます。

このため、第2次報告書は、4月以降のこども家庭庁の下での検討に資するよう、これまで行ってきたこどもまんなかフォーラム等の成果を踏まえつつ、こども大綱の役割や目指すところ、踏まえるべき共通事項、施策を進めるに当たっての基本的方向性などについて論点を整理するものにしたと考えております。

なお、具体的な施策につきましては、この第2次報告書の別添として、一昨年秋にまとめました第1次報告書や、この会議で佐藤さん、宮本さんから報告をいただいた内容などを添付することといたしまして、それらを一体のものとして、こども家庭庁に申し送りしたいと考えております。

それでは、骨子案について、事務局から説明をお願いします。

○佐藤参事官 それでは、資料3を御覧ください。第2次報告書の骨子案、「こども大綱」の策定に向けた論点ですが、最初に「1. これまでの検討の経緯」として、こども基本法が成立をしたこと、また、今し方、少しお時間を頂戴して御説明をしたように、いろいろな意見をこどもまんなかフォーラム等で聴いてきたことを掲げた上で、こどもまんなかフォーラム等で得られた気づきや示唆について、ここは具体的に本文に記載したいと思っています。

2番目のポツですけれども、こども大綱がそもそもどういう役割なのか、レファレンスの範囲をしっかりとここで申し送っておきたいという考えもあり、こども大綱の位置づけとしては、まず、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるもの。また、今ある3つの大綱、子供・若者育成支援推進大綱、少子化社会対策大綱、子供の貧困対策大綱、これを一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むのだと。ここでいうこども施策でありますけれども、こどもや若者に関する施策、少子化を克服するための施策が幅広く含まれるものなのだとすることを改めて確認しておきたいと思っています。

2ページ目ですけれども、原則、具体的な目標やその達成期間を定めること。また、自治体や民間団体にとっても参照いただけるようなものであるということ、それが役割であるという点です。

(2) 「こどもまんなか社会」の姿については、基本法では法目的として、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が掲げられています。そうした社会の実現を目指して、2番目のポツですけれども、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えるのだと。こどもや若者の権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しすること。少子化の背景にある様々な要因、個々人の結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除いていくのだと。これが目指すところであります。

こどもや若者が自分らしく尊厳を持って自らの希望に応じてその意欲と能力をいかすことができること。また、こどもを産み育てたいと考える個人の希望を叶える。これは個々人のこどもや若者、子育て当事者の幸福の追求としても非常に重要なのですけれども、同時に、未来を担う人材を社会全体で育み、社会全体の幸福の追求であり、それは社会経済の持続可能性を高めることになるのだと。ミクロの個人の幸福とマクロの社会経済の幸福持続可能性の両面を実現するのがこども政策・若者政策なのだとということでもあります。

3番目のポツですけれども、こども施策を立案・実施する際の基本的になる共通的な事項として5点掲げています。

1点目が、こどもや若者、子育てをしている人々の視点に立つこと。こどもや若者が意見表明と自己決定の主体なのだということを認識するのだと。その意見を施策に反映する、また子育て当事者の意見を政策に反映すること。

2点目ですけれども、こどもや若者の心身の成長プロセスに沿って切れ目なく対応するのだと。2番目の黒丸ですけれども、若者が将来に見通しを持ち、未来に希望を持てるというのは、少子化の克服にもなりますし、貧困の連鎖の防止にもつながるのだと。先ほど宮本構成員からも、若者政策の話もありましたけれども、まさにそういったことであります。

3点目、全てのこどもや若者、家庭への対応を基本としつつ、困難を抱えるこどもや若者や家庭のニーズにもきめ細かく対応するのだと。全てのこどもや若者のウェルビーイングを身体・心・社会の観点から多角的に捉えるのだと。また、2番目の黒丸ですけれども、様々な困難を抱えたこどもや若者、家庭、誰一人取り残さず、抜け落ちることなく、支援をするのだということです。

4点目、施策の総合性を確保、また自治体、民間団体との連携を重視するのだと。まず、こども大綱で一本化されますので、関係省庁で縦割りの壁をつくることなく、横横の連携を深めるということ。また、自治体やNPO等の民間団体の方々との連携や、国際機関との連携などもしっかりやっていくということです。

5点目ですけれども、中長期的な視点に立ってPDCAサイクルを構築する。おおむね5年ぐらいを目途に目標の達成期間を設定し、目標・指標も階層化・メリハリをつけることが大事なのではないかとということです。

4点目は、それぞれの施策を具体的に進めるに当たっての基本的な姿勢でありますけれども、こちらも5点掲げていまして、まず1点目は、こどもや若者の人格・個性を尊重するのだという基本認識をまず持たなければいけないのだと。よくこどもは未来を担う存在と言います。もちろんそうなのですが、今を生きているこどもや若者、そうした観点から、しっかりと意見表明や自己決定の主体、言わば権利の主体として尊重するのだということです。また、そのときに、児童の権利条約のいわゆる4原則を今一度確認する必要があるのだということです。

2点目が、心身の成長プロセス、切れ目ない施策を確保するために、まさに一連の成長過程において質の高い保健、医療、療育、福祉、教育を提供すること、そのためにも様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携をすることが大事だということです。

3点目が、こどもに関わる大人や子育てをしている大人に対しても重層的な支援をしていかなければいけない。保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合えるようなこと、また、支援に関わる大人たちが喜びや充実感を得ながらキャリアパスを構築できることが大事ではないか。

4点目が、プッシュ型の支援やアウトリーチ型の支援をそれぞれのこどもや若者、家庭に届けることが大事なのではないか。また、プッシュ型の情報発信をしていくべきではないか

ということであります。

最後、5点目が、こども施策のEBPMを着実に推進していかなければいけない。そのためにこども家庭審議会が政策を点検・評価し、そのためのベースとなるような総合的な調査、大学や民間機関とも連携をしての調査研究を充実しなければいけないのではないかとということでもあります。

先ほど清家座長からお話があったとおり、一昨年秋におまとめいただいた有識者会議の報告書はかなり具体的な施策も含めて盛り込んでいただいております。また、こどもや若者からの生の声や、別添6及び7にあります、佐藤構成員からお話しいただいた少子化社会対策大綱の推進に関する検討会の中間評価、宮本構成員からお話しいただいたこどもの貧困に対する意見、こうしたことも一体としてこども家庭庁に申し送る形を取ってはどうかと思っています。

以上です。

○清家座長 それでは、ただいまから皆様から御意見をいただきたいと思います。今日は16名の方が御出席で、御意見をいただきたいと思いますので、この会議は午後7時までですから、恐縮ですけれども、お一人3分ずつでお話をいただければと思っています。まず構成員、そして臨時構成員の方々の順に、私の方から指名をさせていただきますので、御意見をいただければと思います。

それでは、まずオンラインの秋田さん、お願いいたします。

○秋田構成員 学習院大学の秋田です。順にということで、ありがとうございます。

私のほうでは、この骨子案の全体方向については賛成であります。これまでまとめられてきた文書と共に送るということに賛同するところでございます。

ただし、先ほどの意見にもございましたけれども、こどもが権利の主体であるということであり、そのときに意見表明ということは書かれているのですけれども、意見表明をするということだけではなく、先ほどからの御意見にも出ていましたが、こども自身や関係者がこども基本法やこどもの権利についてまずきちんと理解できるような教育の場であったり周知の場をきちんとつくっていくことが重要であると考えます。

また、こどもの声を施策にいかす、きちんと聞き取られて政策に反映するというだけでなく、その声がどのようにいかされたのかということもまたこどもたちが知る権利というものがあります。それぞれの省庁がこどもたちに分かる言葉で、そのこどもの声は聞き取られるだけではなく、その施策がこどもにまた戻っていくというような循環をつくる応答責任というものを考えていくことが必要だろうと考えております。

また、2点目に、関係省庁の縦割りの壁を超えるということが書かれているわけでありませうけれども、一方で、こども家庭庁はこどもの施策を打つところではございますが、政府全体として様々な施策を、こどもは未来の主権者でございますので、こどもの視点から様々な省庁の施策について分かりやすく、こども自身がまた声を上げていくというような、そういう機会を与えていくことが大事だろうと思います。こども施策というと、こどもの教育と福祉という部分だけに焦点化されがちでありますけれども、未来への投資ということを考える

と、そうした側面が重要であろうと考えます。

そして、声にありましたように、これまで遊びというものが軽視されてきましたが、豊かにウェルビーイングを保障していくためには、生涯にわたって「遊び」対「学びや仕事」という発想から、皆が豊かに楽しく過ごせるというような意味で、改めて遊びを見ていくことが大事だと思います。

最後に、こうした施策を実現するためにはやはり財源が必要であります。こうした恒久的な財源を、どのように全世代で理解していただきながらこれから保障し支えていくのかというようなことが重要であります。また、こども政策は長期的な視点から、EBPMもそうですが、5年間だけではなく、国際的に見ても数十年間にわたったパネル調査や縦断研究が行われています。こうしたことを射程に入れることが必要かと思えます。

以上になります。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤構成員 どうもありがとうございました。

まだ骨子ということなので、最終的にどうなるかですけれども、拝見して気になったことをお話します。まず、こども大綱の位置づけとして既存の3大綱を一元化することが書かれています。3大綱には少子化社会対策大綱も入っているのですが、既存の3大綱をこども大綱にまとめるために、1ページの下の方に、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」と説明され、こどもに関する施策というのは、こどもの健やかな成長だけではなく、いわゆる結婚支援みたいなことが入っていると書かれています。

ただ、ずっと見てきて、ここまで読むとやっと少子化も入っているのだなというのが分かるのですが、前半を見ると、こども支援や子育て支援というのがメインと読めてしまう。他方で、3つの大綱を一体化すると書かれています。どう一体化されているのか。「(2)こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』の姿」で、基本法のこと書いてあるところには、少子化対策が出てこなくて、ずっと読んでいくと、2つ後の黒丸で「また」と少子化対策がくっつけてあるわけで、「また、少子化の背景にある」と。どうも少子化対策を無理やりくっつけてあるという感じがするのです。(2)の2つ目の後ろも「また」とくっつけていて、3つ目の黒丸の「こどもを産み育てたい」、ここにあるのかなと思ったら、これは恐らく結婚しているカップルでこどもを持ちたい人たちということなのですね。結婚する前の人たちが出会って、結婚するということは想定していないのだと思うのです。そうすると、「また」というところでくっつけて書いてある感じがしてしまいます。

それがはっきりするのは、3と4には少子化対策の内容が出てこないのです。共通事項にも当然少子化の対策をどう進めるかがあっていいはずなのですが、3には一切出てこない。基本姿勢の4にも少子化対策がないのです。つまり、3と4になくて、2のところちょっと少子化対策に関して書いてくれているだけになってしまっているのがやや心配です。少子化対策についても、3と4のところにも出てくるのが当然ではないかというような気がしますので、ぜひ、3大綱を一本化するというときに、こども支援あるいは子育て支援と同時に、

広い意味での少子化対策、もちろん有識者のヒアリングの中で、結婚する、こどもを持ちたいというのは個人の選択なので、結婚したい、こどもを持ちたいという人たちが、結婚でき、こどもを持てる、それを支援していく少子化対策が大事だと思うので、2のところだけでなく、特に3と4のところは一切出てこないというのは一体化と言えないのではないという感想を持っています。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、宮本さん、お願いいたします。

○宮本構成員 ありがとうございます。

今回のこども基本法の成立の画期的な変化は、こどもの意見表明、参加の権利に光が当たったことだと見ております。これまでこどもの利害に関する諸機関において、こどもの知る権利、こどもの意見表明、意思決定は軽視されてきたと思います。

2ページの「(2)こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』の姿」に書かれていることと、本日御報告いただいたこどもまんなかフォーラムの中で出てきた意見とその取扱いを見ていると、重要なことが落ちているのではないかという感じがします。

1つの例を挙げさせていただきます。私は社会的養護を出たこどもたちの自立支援に関わっていて、そこで出てきている意見ですけれども、社会的養護で保護されるこどもは、ある日突然、家族や学校、地域から引き離されて、一時保護所に来ます。その後、入所する施設を自分で選ぶことはまれです。その後、各施設で受けたいリービングケアの内容は施設ごとに異なっているにもかかわらず、自分が受けたい支援を選ぶことは全くできないというほどの状況にあります。

支援を必要とする若者自身の意思が尊重されるためには、他の施設や里親家庭で受けられる支援について知り、自分で選択できる環境を整えることが必要です。また、自分で考えて決めることをサポートするプログラムの開発と実施が必要だと思います。ここまで踏み込んだ記述がどうもどこにもないということ、その弱さを感じます。

1つのモデルを紹介させていただきます。カナダの法務省が、親の離婚を目前にしたこどもに向けて冊子を作成しています。これをこどもに届けています。冊子のタイトルは、「意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されるとはどういうことか」となっています。

こどもに向けて非常に優しい言葉で書かれていますが、そのフレーズを見ると、こどもまんなか社会とはどういうことかということが具体的に分かる感じがします。

フレーズですけれども、

1つ目、あなたの家庭は変化したけれども、あなたは今も家族の一員だよ。

2つ目、悲しいとか腹立たしいのは当たり前のこと。

3つ目、誰か信頼できる人に話してみて。

4つ目に、覚えておいて、あなたの声は考慮されるということ。

5つ目、気が動転してしまうことがあったとき、誰か大人に話すことは大変だね。でも、祖父母とか好きな先生とか、あなたを助けてくれる人に相談をしよう。

6つ目に、家庭内のどんな暴力も違法だよ。

これは親の離婚に際して暴力が起こるということが頻発するわけですがけれども、違法だということを教えています。

7つ目に、両親がそれぞれ子どもを連れて、遠くに分かれて住むことになったとき、あなたにはどちらに行くかを定めることはできないかもしれない。でも、あなたは誰かに、あなたはどうか考えているのかということをお話する機会を持つことができると、こう教えております。

これは本日報告された文書に出ているように、子どもたちの声を大人が聴取して政策に反映するという以前の大事な取り組み、つまりさまざまな事態に直面した子どもが、情報を与えられ、さらに関係者に対して声を上げることができることを教えているのですけれども、今回の報告等にはこのレベルが全部抜け落ちているのではないかと感じます。

子どもが自分で考えて、行くべき道を選ぶことを奨励する環境ができれば、どのような困難な境遇にあっても、人生を諦めることなく、もっと勇気を持って自分の人生を切り開く力がついていくのではないかと思います。そういう点で、子ども家庭庁に向けての本委員会の報告書には、より踏み込んで、子どもまんなかというのはどういうことなのかということをも具体的に示す必要があると思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、青木さん、お願いいたします。

○青木臨時構成員 青木でございます。

私のほうからは、資料3の骨子案のところでも2点ほどコメントをさせていただければと思います。

まず、2ページ目の基本的な共通事項において、子どもや若者の意見を年齢発達段階に応じて政策に反映といったところですが、国の機関の国際調査によると、社会や政治に対して自分たちの意見を表明することはよいことだと思う高校生は5割を超えており、他の国と比べても高い意識を持っているということが分かっています。その一方で、そうした社会や政治について自分たちの意見を表明しやすいと思うかという点については、「とてもそう思う」と回答した高校生は6.6%とかなり低い状況になっています。その理由としては、「しても何も変わらない」であったり、「社会からの理解が得られない」とか、「機会がない」、「情報がない」といったことが理由として挙げられています。

私は、先日、ある自治体が、動物との共生社会の実現に向けた推進プランを策定する際に、小学生の意見を聴きたいということでワークショップを行い、小学生の意見を取り入れた施策のお手伝いをさせていただきました。そのときは、自分たちの地域の動物や人間がどう共生していくのかということをお話して小学生がたくさん意見を言ってくれました。ですので、子どもの意見を聴く場合、そういった場があれば、子どもたちはしっかりと自分たちの考えを言っていけるのではないかと思います。

先ほどの資料の中にもたくさん子どもたちの意見がありましたが、そういう機会をつくっていくということは、今後とても大事になってくるのかなと思っています。

その中で、こども政策の立案・実施だけではなく、評価においてもそうですが、こどもの意見を聴く機会を設けることを積極的に推進していくことも大事になりますが、先ほどの高校生の意見にもあったように、「しても何も変わらない」とか、「理解が得られない」といったところから考えると、政策に自分たちの意見が反映されているということを実感できるような仕組みや取組を考えていくことも大事になってくるのかと思っております。

あと、もう一つは、4ページ目のこども政策を進めるに当たっての基本姿勢の「予防的な関わりの強化」で書かれているところですが、最近では、支援に関する施策を考える上ではプッシュ型、アウトリーチ型ということがよく出てきますが、予防的な関わりの強化という点では、ぜひ学校教育との連携の視点も入れていただければと思っております。

というのも、以前のこの会議の中で、望まない妊娠によって悩んでいる若年妊婦の例がありました。様々な理由によって、自分ではどうしようもできない状況に陥ることは、どのこどもにも考えられるわけです。が、学校ではそういうことにならないように指導や教育を行っているわけですが、いざそうなったときにどうすればいいかまではしっかり伝わっていないのが現状ではないかと思っております。実際に、学生にそういう話をしてみたのですが、学校でそのような話をやったことは何となく覚えているけど、どうしたらいいかまでは教わっていないように思うと言うのです。ですので、予防的な観点からそうならないような教育をしていくことも大事ですが、何かあったときにはどこに相談すればいいのかということをつかりやすく伝えていくということも併せて推進していくという観点を、今後のこども大綱の中でも議論していただきたいと思っております。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、上鹿渡さん、よろしくお願いいたします。

○上鹿渡臨時構成員 上鹿渡です。私は児童精神科医として社会的養護領域で取り組んできたところから、今回のコメントをしたいと思っております。

全国で進められている新しい社会的養育体制の構築の取組は、社会的養護のこどもだけではなく、今はその周辺にいるこども、全てのこどものウェルビーイングの向上につながると考えています。最も大変な状況に置かれてきたこどもが抱えるニーズに応えられる地域の取組からこども全体の状況を改善していけるのではないかと考えます。

こどもたちのために取り組まなければならないことはたくさんありまして、社会的養育領域については、前回提出の資料にまとめてあります。ただ、これまでにこどものために取り組んできたことが、結果としてこどものためになっていなかったということが結構あったのではないかなど、こどもの声を聴いていて思います。先ほどの説明でも、公園の遊具が減ったという辺りがそのようなことかなと思います。

今回の骨子案に記載されている内容を、こどもにとってよいものとして実現するために、「こどものために」で終わらせず、「こどもと共にある」社会としていくために、3つの機関が恒常的に機能することが必要だと思っております。これも前回の提出資料でも示したのですが、今回の骨子を見て、再度その思いを強くしました。

1つ目は、3の(1)にある「こどもの意見を施策に反映、こどもまんなかフォーラムで

の多くの示唆」といったことから、このような動きを恒常的に専門的に展開できる仕組みが必要だと考えます。1回きりで終わらずに、しっかり声を聴き取り続けていくということです。こどもの声を聴き反映させるシステムと、その確実な実施を担保する独立した機関が必要です。

ただ、日本においては、こどもの権利について、こどもの多くが自身の権利として知らないとか理解できていないということを踏まえて、こどもが権利の主体だと学んだり考えたりできるよう、自治体の実情に応じてこどもや関わる大人に機会をつくり、国がそれを支援することも必要です。

2つ目は、3の(5)や4の(5)に記載されている評価についてです。これも恒常的に専門的に実施できる機関が必要と考えます。特に社会的養護の分野では、児童相談所や一時保護所、児童養護施設や乳児院、また新たに里親支援センターの評価も含めて、こどものためにその役割を果たしているか評価する専門の機関が必要と考えます。特に3の(4)にありますように、NPOや民間団体と連携することを強調するのであれば、その質の担保のためにも、また新たな役割を担う機関をつくっていくためにも、必要な建設的な評価のためにも、専門機関やこれに専従するものが必要と考えます。

3つ目は、調査研究の必要性について4の(5)で記載いただいておりますが、中立的な立場で継続的に実践展開や施策を連動させ、改善を進めるための調査研究機関が必要と考えます。

さらに、事後の点検・評価に加えまして、政策立案段階の事前からも研究と政策が円滑に連携できる体制をつくるのが、子ども家庭福祉分野では特に重要と考えます。これによって事後評価の精度も変わってくると思います。

最後に4の(1)に「こどもや若者は未来を担う存在であるとともに、今を生きている」とあります。大人は「こどものために」と思い、未来に焦点を置きがちですが、この「今を生きているこども」という理解を明示していただいたことはとても重要だと思います。少子化対策でこどもに子育てについて教えることも実施されておりますが、まずはこどもが今のこども時代を幸せに過ごせることが必要です。「私はこどもを産みたくない」と言っている小学生の女の子に、かつて出会いました。理由は、「こどもがかわいそうだから」とのことでした。少子化対策についても、こどもをまんやかに、「こどもの今」を真ん中に置いた議論が必要だと思います。

ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、菅野さん、お願いいたします。

○菅野臨時構成員 ありがとうございます。

改めて、こども家庭庁が設置されるとともに、こうやってこどもたちの意見をまず聴くということをしてくださったことは大変うれしく思っております。

やはりこどもの権利の代弁者というか、こどもの権利を支えていく機関ができるということが非常に大きいなと思っております。

その中で、私も居場所の調査事業の委員もさせていただいており、居場所の指針や就学前指針がまた来年度つくられると聞いております。居場所とか就学前とか、どうしても放課後こども教室、学童はそれぞれ文部科学省や厚生労働省で省庁が違うのですよとか、そういうものを越えて、どういうものにすべきなのかということを実際にこども家庭庁として会議を設けていったというのは非常に素晴らしいことだなと思っております。まさにこれが縦割りを越える会議のテーマセッティングかと思えます。

その中で、2番の(1)のこども大綱の位置づけのところですが、「こどもに関する施策」や「一体的に講ずべき施策」というのが、「こどもに関する施策」は基本的にこども家庭庁で、「一体的に講ずべき施策」はほかの省庁なのだけれどもこども家庭庁が協力するとか、これも縦割りを生まないようにしていただきたいなというところが1つあります。

もう一つ、3番の(4)についてなのですが、関係省庁との縦割りというのが私は非常に気になっておりますが、こども家庭庁はこども施策の企画、立案、総合調整を担うと書いてあるとともに、勧告も1つの大事な役割かと思っております。今回、不登校について文部科学省も非常に取り組むということの姿勢を見せていますけれども、長くなかなか取り組まれなかったところでもあるなと思っておりますので、そこをこどもの権利の代弁者であるこども家庭庁が勧告をしていくということも非常に重要な役割かなと思っております。

また、(4)の2ポツ目のところで、NPO等の民間団体との連携もありますけれども、こども家庭庁は共助をいかに支えていくかというところも非常に重要な役割だと思っております。地域やNPOの協力なくしてこどもたちを支えることはできないと思っておりますので、共助を支える公助の在り方というところも、お金を出すだけではない共助の支え方というところがあると思っておりますので、そこについてもぜひ検討いただきたいなと思っております。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、北川さん、よろしく願いいたします。

○北川臨時構成員 私は、障害のあるこどもの支援と社会的養護のこどもの支援を長くやっております。

これまで障害のあるこどもの施策は厚生労働省社会・援護局であったために、どうしても障害のあるこどもが別という分断的なことが様々なところで起こっておりました。今回、このように障害のあるこどもも含めてこども家庭庁の中に入って、大綱の中でも示されていることは大変うれしく思っていますが、マイノリティーの障害のあるこどもたちのことをもう少し考えていただけたらうれしいなと思えます。

障害のあるこどもの支援は、前回もお伝えしましたがけれども、こどもの困り感、不登校、虐待を受けたこどもたちの対応も、できる支援ですので、こども施策との連続線上にあります。これまで以上にこの壁を低くして、日本の大切なリソースとして、包括的な形で障害児支援も推進していただけたらと考えます。

それから、骨子案の3ページの5行目に個別のニーズに応じた支援と書かれてありますけれども、少し踏み込んで障害特性に応じた支援とか合理的配慮という観点も大事と思えます。

そして、障害児支援に関しては、こども家庭庁に入りましたから、様々なこどもが共に生きるというインクルージョンの推進が非常に大事になってくると思います。その支援拠点を創設する、こどもの育ちや共に生きるということを両立するような支援拠点の施策が大事になってくると思います。

それから、こども基本法の理念というのは、こどもの権利を尊重して、こどもの意見を聴くというすばらしいものだと思います。この実現のためには、こどもに関わる関係者、いろいろな方、保育士さん、先生、保健師さん、行政の方々、それからこども自身が、先ほどいろいろな方がおっしゃっていましたが、こどもの権利について学んでいく取組が必要だと思います。赤ちゃんの時代からそれは必要で、それともう一つ加えて、障害のあるこどもに対する意思形成をしていく支援をつくっていかないといけないと思います。

大綱には、この実現のために、いろいろな場所、学校や地方自治体、それからいろいろなところにおける仕組みづくりの必要性をぜひ入れていただけたらと思いますし、国からの財源の支援もここには必要だと思います。

最後に、先ほど青木先生がおっしゃっていましたが、こども自身が困難に陥ってしまって、なかなかそこから抜け出せない。例えば人格を大事にされない職業に就かざるを得なかったり、そういうこともありますので、ぜひこどもには予防的に教育の中で、こういうことはこういう意味があって、自分が大事にされていないのだよと学ぶ機会が必要です。一見よさそうに思えるかもしれないけれども、そうではないというような予防的な教育の観点も、これからは必要になってくると思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、櫻井さん、よろしく願いいたします。

○櫻井臨時構成員 ありがとうございます。

私は、ユースのジェンダー平等のための活動をする団体をやっているのですが、その中から数名、こどもまんなかフォーラムやユース政策モニターに選ばれて意見を届ける機会があって、すごくよかったと言って、そこで終わらず、ぜひ反映して、かつ、こども・若者たちが数年たったときに、あの声は生かされたのだ、社会はよくなってきているのだと思えるように、ぜひしていただきたいなと思っております。

その上で少子化という部分、今、私は20代後半なのですが、みんな友達と会うところの話がすごく多く出ます。望むのだけれども、やはりお金のこととか不安がたくさんあるし、こどもはコストだと思ってしまう。それはとても悲しいことだなと感じています。

もう既にやるべきことというのは若者からたくさん声が出ているので、それを一つ一つやっていくしかないのかなと思うのですが、さっきからいろいろなところで出ているように、雇用の安定や奨学金の問題などもすごく大きいと感じているので、そういったところも今後取り組んでいただけたらと思いますし、今日は何度も権利という言葉が出ている中で、多様な価値観を尊重するという、あと、あらゆる選択肢、家族の在り方を増やしていくというのも、今すぐには難しいのかもしれませんが、そういったところをし

っかりと尊重していくということが、生きやすさとかにもつながっていくというところがあるので、ぜひそこをやっていただけたらなと思います。

あと、やはり少子化というところかというと、今、日本はジェンダー不平等というところが出てくるのかなと思うので、こどもまんなかフォーラムの第1回の1ページ目からジェンダーのことが出ておりますが、こういった日々の中の不平等感が積み重なっていくところが少子化などにもつながっていくかなと思いますので、ジェンダー平等というところも併せて取り組んでいただけたらなと思います。

最後に、「4. こども施策を具体的に進めるに当たっての基本姿勢」の(2)なのですが、子ども、妊娠前から、妊娠・出産のというところなのですが、プレコンセプションケアとかいろいろ重要なことはあると思うのですが、ぜひライフスキルを身に着けるための包括的性教育を実施していただければよいのかなと思いますので、なかなかこれも難しいところかと思うのですが、ぜひそういったところも検討いただけたらなと思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、田中さん、よろしく願いいたします。

○田中臨時構成員 7歳から18歳まで東京都内の児童養護施設で生活していました田中れいかです。こういった場の発言が慣れていないので緊張しているのですが、最初に、こども大綱をまとめていく上で、こどもまんなかフォーラムの開催であったり、発言して下さった皆さんに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私からは、皆さんの発言も含め、3点お伝えできたらなと思っています。

まず1点目は、先ほど宮本構成員からありました社会的養護の下で育った子たちの支援について、支援情報を知らないというお話がありましたが、国のほうで支援情報をまとめたサイトの作成を実際やっている動きがあります。専門情報サイトIrisという名前なのですが、あるのだけれども当事者に届いていないという現状があるので、こういった部分に関しては、既存制度の最適化をどうしていくのかを考えていくこともこども大綱をまとめていく上で必要なのではないかなと思っています。

2つ目なのですが、どちらかというと骨子の3の部分です。全体を見ていて思ったのは、言葉が鋭いかもしれませんが、意見が表明できる人の前提でつくられた骨子かなと思いました。意見が表明できる人しか声が届かない仕組みになるのではなく、意見が言えないという子たちも少なからずいます。そういった子たちにおいて必要な視点として、こどもの権利擁護に関するワーキングチームでは、意見表明というのは意見の形成と意見の表明、それが2つ合わさって意見表明権なのだという言葉があるのですが、意見を形成していく、それは周りの大人がこどもの声を聴いて、こどもが自分の意見はこうなのだを知ったり、あとは意見を言うだけではなく、その場の会議にいただけでも意見を形成する機会になるという視点です。よって、子どもの権利条約の精神に則するように意見の形成、そして意見の表明という視点があるといいのかなと思っています。

最後、3つ目なのですが、骨子の4ページ目の(3)の部分です。やはり社会的養護の下

で暮らすことになる子どもたちの親御さんというのは、4割ぐらいがひとり親家庭の親御さんが多いという統計が厚生労働省であります。そういったお母さん、お父さん方というのは、子育ての孤立化・孤独化があつて、そういった施設に預けざるを得ない理由があると思うのですが、私自身が思ったのは、施設とかシェルターにつながるまでもないのだけれども、地域の社会資源に助けを求められる、そういったレスパイトできる子育て支援の在り方があつてもいいのではないかなと思っております。

そういった中で、全国的にも珍しい取組をしているのが京都府、京都市と実証運営をしている社団法人merry atticさんが、独立型ショートステイ事業をやっておられます。ショートステイというのは、そもそも虐待予防に向けて、児童養護施設等の本体施設の空いた居室を利用して地域のお子さんを預かるという制度なのですが、やはり実態として施設に空きがない状況から、地域のお子さんを預かりたくても預けられないという問題であつたり、そもそも施設に預けるということに対して、親御さんもそうですし、こども自身も心理的ハードルがあるというところで、利用につながりにくいというところがあります。そういった部分から、施設とかシェルターに行くまでもないのだけれども、お母さんやお父さんが子育てについて1人で抱えこみすぎないようなメッセージとして、地域の社会資源に力を借りてもいいことや、一時的にお休みをする、レスパイトをしてもいいというメッセージを発信できたら、子育てのなかでも心理的な部分での負担が軽減されるのかなと思いました。大綱には具体策まで掲載はできないと思いますが、一時的に子育てから距離をおいていいというメッセージや社会的養護施設やシェルターと家の中間となるような子育ての宿泊型の拠点とか、そういった事業があるといいのではないかなと私自身思ったので発言させていただきます。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインから谷口さん、お願いいたします。

○谷口臨時構成員 ありがとうございます。

困難を抱える若者の支援であるとか、アウトリーチ型支援への転換、これを含めてしっかりとまとめていただいていたことに感謝申し上げます。

私のほうから2点ほど、まず、PDCAサイクルやEBPMに関してです。既に織り込み済みとは思いますが、点検・評価に関しては施策の実施主体側、地方の実情であるとか担い手についても分析、勘案した上での点検・評価が重要だと考えます。現在、プロポの時期ではありますが、自立支援領域の事業、対人援助職などはいまだに価格競争入札で毎年競い合っているというような施策も少なくありません。ワーキングプアや不安定雇用、支援の質の低下の温床でありますので、こういった点も見ていく必要があるということですし、また、地方に行けば行くほど人口減少の影響が強くなってきています。専門家の数も限られておりますし、教員を見ても担い手が減少して、臨時職や学校回りの支援員は人が不足した状態で、大変な状況のまま年度が終わるといふところもあるわけでありまして。

その一方で、ただ人数の配置数を単純目標にしてしまうと、個別の政策の単価を上げるといった安直な対応になって、割りのよい仕事に人が流れて、もともと対応が困難を伴う社会

的問題を解決するために必要な領域、例えば虐待であるとか、DV等のハイリスクの対応が求められる領域から人が流出してしまって、支援事業は成り立たなくなることも起こり得るわけであります。したがって、こども家庭審議会における点検・評価は、こういった実施主体、地域の実情といったところを勘案した点検・評価にさせていただく必要があるだろうと思います。

待遇改善、個別の政策だけで考えるのではなくて、政策全体、賃金体系や専門家の偏在、人材の流れ等に関しても、全体を俯瞰的に検証して、バランスを見て政策判断を行っていただきたいと思います。

もう一点、既に午前中の大臣の国会審議においても強調いただいておりますし、先ほども御説明がありましたとおり、若者支援、施策に関しても、しっかりと強化するのであると、打ち出しがもうちょっとメッセージ的に必要かなと思います。ユースモニターからの意見の2ページ目の経済的困窮のところに出ていましたけれども、金銭的不安もあるけれども、自分に子育てができるのか、ちゃんとした大人に育てられるかが一番の懸念点であると答えている大学生の声がありました。育児の負担に心理的に耐えられない、だからこそ望む数の子どもを産めない、こういった声もあったかと思えます。

我々が独自に行った子育てについてのアンケートの中でも同様の答えが出ていまして、回答者の6割が20代、30代だったわけですが、子育てをするに当たってどの時期に不安を感じるかという問いに対して、中学校時代と言っているのが45%、高校時代が23%、実は乳幼児期の16%よりも高いのです。少子化対策に当たっては、こういった不安に対する答えも重要だと思います。万が一、こどもが不登校やひきこもりになったり、障害を負ったり、非行になったり、様々な困難を抱えたとしても、大丈夫だよと。国が責任を持って、どんな境遇、どんな状態でも、孤立させることなくしっかりと大人になるまで伴走支援、自己実現できるまで支え抜くよといった強いメッセージ、若者施策の充実、連続性の担保、不安の払拭、こういった点をしっかりとしたメッセージとして引き継いでいく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、土肥さん、よろしく願いいたします。

○土肥臨時構成員 土肥です。

私からは、こどもの意見反映や参画に関する視点でコメントさせていただければと思います。

大きく5点ありまして、まず1つ目なのですが、先ほど宮本先生がおっしゃっていたように、今回のこども大綱、こども基本法の一番大きな転換は、こどもを権利の主体として認識をして、意見反映や意見表明、あるいは参画に関する記載をしたということが大きな変化ではないかなと考えています。

その意味で、昨年11月にはこども家庭庁設立準備室から各自治体向けにこどもの声を聴くことは義務であるというような発出を出されておられますが、骨子においてももう一歩踏み

込んだ表現で記載をいただくことがいいのではないかと考えています。

特に意見を反映していくということは各所に書かれているのですが、それを要するに義務化するとか、聴かなければいけないというような認識だとニュアンスが変わってくるのかなと思いますので、そこをぜひ検討いただきたいと考えています。

もう一点は、地方自治体や民間団体にとって参照となるものと記載をされていますけれども、もともと子若法の子若大綱でも、子若計画を各自治体で策定をされていますが、策定状況があまりよくないというような現状もあるかなと思っていて、骨子に含めるかどうか分かりませんが、各地方自治体がこども計画をつくっていくときにどういうふうに支援をしていくか、それをどういうふうに促していくかということも含める必要があるのではないかと考えました。

3点目ですが、「3. こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項」で、意見反映や意見表明のことが書いてありますけれども、ここにできれば参画という言葉も加えていただけないかなと考えました。というのは、どうしても意見を表明するというだけだと、聞かれるだけで、自分たちの身の回りの社会の課題であったりとか、自分たちの環境を自分たちで変えていくというようなこども・若者の取組も必要ではないかなとされていて、その意味で、参画という言葉がどこかに含まれるといいなと感じました。

あと、これは何かすごく細かいところなのですが、3ページの(4)の2ポツ目、地方自治体、NPO等の民間団体と書いていますが、国際社会で活動する若者団体やNGOと書いてありますけれども、必ずしも国際社会で活動していない若者団体とも連携してほしいなと思っていて、記載の仕方を工夫いただけるといいかなと思っていました。

あとは全体的な意見で、5点目ですが、先ほどのユース政策モニターの皆さんからの意見を伺っていても、遊びや居場所というようなキーワードがたくさん出ていたなと思っていて、これもある意味ちゃんと出てきた意見を反映していくという意味で、骨子の中にもそういったキーワードを散りばめていくことも検討されたほうがいいのではないかなと考えました。

私からは以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、中島さん、よろしく願いいたします。

○中島臨時構成員 認定NPO法人ピッコラーレの中島かおりです。

これまでの議論の中で、児童虐待死の背景にある若年妊娠について、特に10代で妊娠をした若者への支援をこども施策の中に入れてほしいとお伝えしてまいりました。特に困難な背景を抱える中での妊娠は様々な問題が複雑に絡み合っており、既に妊娠をした若者がどんな経過をたどったとしても、彼らが安心して安全な場所で暮らすことができること、必要な医療を受けることができること、そしてもしも一度中断したとしても学びを再開したり、自立のための施策があることが必要なのですが、関係する省庁や、特にこれまでの厚労省の中であっても、児童福祉と母子保健の連携がなければ、常に制度のはざまができてしまいます。だからこそ、今回のこども大綱の中のこども施策は「こどもに関する施策」と「一体的に講ず

べき施策」とあるとあるように、こども家庭庁がこれらの横串を刺しながら施策を進めてくれることを期待しています。

もう一つ、櫻井さんからも話があったのですが、骨子案の中にあるこども施策を具体的に進めるに当たっての基本的な方向性の（２）にもあるように、妊娠前からの支援というところで、ぜひ性と生殖の健康と権利を保障すること、自分の体のことは自分で決めるための教育や制度というところにも取り組んでいただきたいです。

世界には、基本的人権と科学的根拠に基づく一人一人のウェルビーイングを目指した包括的教育があります。そして、その学びは５歳から始まっています。

知識があったとしても、あとは避妊に失敗をして緊急避妊薬で妊娠を避けたいと思っても、処方薬のままで高額であることでアクセスしにくいといった課題もあります。教育だけではなく、避妊や中絶、出産などの周産期周辺の医療がユニバーサルヘルスカバレッジからこぼれ落ちているという状況も、妊娠した若者を困難な状況に追い込んでおります。だからこそ、こども大綱に書かれている誰も取り残さないということを実現するために、これからも現場にいらしていただき、様々な状況にある若者の声を聴きながら、彼らが持つ力を奪わないような施策を一つ一つ具体的に整えていってほしいです。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、堀江さん、よろしく願いいたします。

○堀江臨時構成員 ありがとうございます。

私は13年前から大学生向けのライフキャリア教育であったりとか、企業様向けの研修などを行っておりまして、今回は未就学児の親の当事者として参加をさせていただいております。

すごくいろいろな意見を取り入れていただいた上でまとめて、本当に大変だったかと思うのですが、いろいろな声を漏らさず取り入れていこうというところを、大綱とか概要を見させていただいてもとても感じています。本当にお疲れさまでございました。

その上で、改めて、全体の方針はすばらしいと思いつつも、こういった点を入れていただければと思う点を、全体的な点で４点、細かいところで３点、お話しさせていただきたいなと思っております。

１点目は、最初のほうに佐藤先生がおっしゃったとおりなのなのですが、少子化対策の部分が補足的に書かれている部分があるのかなというところを感じております。ただ、今回本当に異次元の少子化というところがありますし、こども家庭庁でやっていくことは、こどもがいる家庭とかこども自身だけの話ではなく、本当に日本社会全体でやっていかなければいけないことをより強調していく必要があるのかなと思っております。こども家庭庁ができたことで、日本の異次元の少子化を解消しながら、こどもが未来を明るく考えられる、そういったものにしていくという上でも、この少子化対策というところも改めて、もちろんこども中心プラスその部分もしっかりと追記していただくことが必要かなと思っております。

先ほど秋田委員もおっしゃっていただいたとおりなのですが、異次元の少子化とか、こ

どもの意見が反映されていない状況に対しては異次元の少子化対策が必要という意味合いで、財源の確保。また数値化、そして誰がリーダーシップを持っていくのかということも、この大綱の部分で書いていく部分ではないかもしれませんが、明記しながらやっていく必要があると思います。ステークホルダーが多くありますので、一つ一つに対して誰がリーダーシップを執っていくのか、何を目指していくのかということをも明記していくことを意識していただくとありがたいなと思っています。

また、貧困だとかの明記があるのですが、先ほどのお話にもありましたように、ハンディキャップや外国人、性的指向のところにあまり触れられていない部分もあるかと思っていますので、そういったところももちろん包含しているということも忘れずに入れていただくということを全体の部分としてお願いできたらと思います。

具体的な点、3点あるのですけれども、まず「4. こども施策を具体的に進めるに当たっての基本姿勢」の中の「(2) こどもや若者の心身の成長プロセスに応じた切れ目ない施策の確保」というところで、この点に妊娠前から書いていただけたこと、すごく大きかったなと思っています。いろいろな委員がおっしゃっていただいたように、本当に親になる上で何をすればいいのかという若者も本当にたくさんいらっしゃいます。その為、この妊娠前からということに関して強調していただきたいです。また妊娠と書くと出産の機能がある女性だけと思われる部分もあるのかなと思うので、可能であれば妊娠前、親になる前という記載があってもよいのかなと感じました。

2点目が「2. こども大綱の役割」の「(1) こども大綱の位置づけ」のところで、学校教育、地方自治とかとの連携と書いているのですけれども、先ほどのお話にもありましたように、学校教育との連携というところがすごく必要になってくると思います。こどもが声を出すというような教育と、親になる前の教育という意味合いで、教育委員会の皆様の役割が大きく出てくるかと思っていますので、ここに教育委員会と出すのか、並列としていいのかということもあるかと思うのですけれども、しっかりとそういったところを記載いただいてもいいのかなということを感じました。

最後に、2の「(2) こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』の姿」のところに、親の仕事と子育ての両立みたいところを書いてありますが、ジェンダーギャップの話にも関わってきますけれども、現状、育児をすることによって給与ペナルティーがあるような状況にあります。(昭和型の年功序列の制度を導入している場合)、育児をする方の給与が下がっていくであったりとか、そういったことが世の中全体として行われています。男女間の賃金格差みたいところがあるかと思いますが、こういったことがこどもの貧困にもつながっているというのは、すごく大きな問題なのです。なので、こういった働き方改革をして、両立をしやすい社会にしていくプラス、こどもがいることによって給与や収入が下がることがないようにしていくということに関しても、仕事と子育ての両立だけではなく、そのことによって収入が下がることがないようにしていくということも記載なり、意図として入れていただくとよいのかなと感じました。

以上になります。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、松田さん、よろしく願いいたします。

○松田臨時委員 ありがとうございます。

地域でこどもが生まれ、子育てを始める時期からの御家庭とずっと一緒に生きていく、みたいな活動をしています。

全国には「地域子育て支援拠点事業」という名前で乳幼児親子の居場所が7,800か所ほどあります。週3ぐらいから6日、7日までやっているところまで、1日5時間ぐらい開けています。この膨大な資源がもっともっと生かされたいなとずっと感じています。どうしてかという、赤ちゃんの声が聴ける場所だからだと思っています。

赤ちゃんの声を聴くということ、さっき北川先生もおっしゃっていましたが、どうやって聴くのか。それはやはり応答から始まっています。ゆっくり観察するとか、それができるような余裕を持つということがすごく大事です。そのために周りがどういう支援をするかということが大事だと思うのです。もちろん産後が大事だということも含めてです。

「社会的マルトリートメント」と私たちは呼んでいるのですけれども、個人がこどもに対して不適切な関わりをすることを罰するのではなくて、今、社会全体が不適切な関わりをこどもにしていると捉えています。「何が当たり前になっていったらいいのか」ということを、これだけたくさん声と方針が出ている中で、当たり前にしていくこと、もちろん多様であっていいのですけれども、何が当たり前で、その根っこをみんなで持つために、どうしたら安心な社会になるのかを一緒に考えていく人を増やさないといけないなと思っています。

評論家はすごくたくさんいるのだけれども、プレーヤーが本当にいないというのが地域の実感です。そういうことは専門家にやってもらいましょうとか、関心がある人がやったらいいという社会になってしまっている。それをこどもの権利とか意見表明ということとセットでとにかくやっていく、結構苦しい時期に入ってきているのではないか。こどもの権利を理解している人がまだまだ少ないという中で、ここからだなと感じていて、この大綱が本当に行き届く、ということを感じています。

2ページの「全てのこどもを基本にしつつ、困難な若者・・・」と書いてあるのですけれども、全てのこども、若者、家庭への対応といったところがどうしても弱くなってしまっています。「とはいえ優先順位が」と言いがちなのですけれども、ここは欲張りに全部やってほしい。そのためにしっかり財源を置いてほしいと思います。

同時に、ちゃんとやらなければというプレッシャーをどうやってなくしていくか。みんな大丈夫、いざとなったらみんなが助けて一緒にやれるよという安心感、そこに尽きるなと思っています。今を生きているこどものために、そういった取組をみんなでやれたらなど、本当に思います。

ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、李さん、よろしく願いいたします。

○李臨時構成員 Learning for Allの李です。

地域でのこどもの支援をやっているのと、こども政策のアドバイザーを自治体でやっていたりするので、その観点からお話をします。

3つありまして、1つ目が、地方自治体への国のサポートを明記するのがいいのではないかと思います。例えば3ページの4に、地方自治体、民間団体等との連携という話がありますが、恐らく国がどれだけ頑張っても、地方自治体の受け皿が整っていないと、既存施策をホチキスで留めただけとか、やる気のあるなしがかなり出てきて、地域格差が懸念されます。

ただ、自治体側もそのままこのすばらしい理念を受け止めて、政策を遂行していく体力がない、あるいは知恵がない、そうした状況に陥っているのではないかと思いますので、自治体の体制強化のための具体的な施策だとか、国の強力な支援を明記することが必要なのではないかと思います。やはりここにも国のリーダーシップが必要かなと思いました。

2点目なのですが、これも民間団体、地方自治体の連携とか、あと3ページの一番下の切れ目のない施策等々のところで、学校が負う役割は非常に大きいだろうと思います。学校との連携は、文科省との縦割りを突破するためにも明記していいのではないかと思います。

現在、教育と福祉の縦割りを打破するというのももちろんなのですが、宮本先生の報告にもありましたとおり、スクールソーシャルワーカー等の重要性が高まる一方、学校の申請がないとスクールソーシャルワーカーは動けませんので、ということは、学校であり学校長が持つ裁量はとてつもなく地域で大きいと理解しています。学校を特出ししてでも、こうしたこどもまんなか社会の実現のためのキープレーヤーと名指すというのは非常に重要なのではないかと思いますので、検討いただければと思います。

最後なのですが、担い手の確保・育成についてです。皆さんからもお話がありましたが、4ページの(3)に記載いただいているのですが、ちょっと弱いのではないかなと思います。現場で必要な支援者を確保し、養成していくというのは、本当に国が強力なリーダーシップを発揮して、お金をつけて専門家の養成をしていくというのが求められると思います。現在も、スクールソーシャルワーカーをはじめ様々なワーカーが地域に増えている一方で、その育成についてはかなり現場でお任せになっていて、みんな忙し過ぎて1人仕事になって、どんどん離職しているような状況がありますので、そうした担い手の確保、そして育成については、国がかなりリーダーシップを執ってやっていく必要があるのではないかと、いうところは危機感としてお伝えをしたいなと思いました。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊さん、よろしくお願ひいたします。

○渡邊臨時構成員 東京学芸大学の渡邊と申します。私は1点だけお話ししたいと思います。

骨子案の3ページ目、一番上から2行目に全てのこどもや若者の幸福(Well-being)の話が出ていますけれども、ここに身体・心・社会とありますが、そのことを考えるということは、健康が基盤になるだろうと思っています。

それは3ページ目の下のところにも、一連の成長過程において質が高く適切な保健、医療

と、医療という言葉が入っております。医療については、御存じの方も多いと思いますけれども、今年4月から東京都23区では高校まで所得制限なしで医療費が無償化になります。23区以外ですと、東京都でも市部はかなり対応がばらばらな状態なのです。さらに全国に目を向けますともっと差が出てきます。

今日のお話の中でも、ヒアリングの中では地域の格差のことが幾つか出てきましたけれども、医療費に関しましてもそういう状況があるわけなのですが、もちろん自治体の財源によってその差が生まれてくるのですけれども、こどもたちの健康を支えるという、その一番重要な部分を、医療費の差があってはいけないと考えます。ですので、全国を通じて健康を守るための医療費を一律にできるような財源を確保して、対策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

今日は皆様方から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

議論は以上とさせていただきますので、最後に事務局から連絡をお願いします。

○佐藤参事官 本日は、大変貴重な御意見をたくさん頂戴しまして、誠にありがとうございました。

次回でありますけれども、3月15日に開催をいたしまして、本日いただいた御意見も踏まえての第2次報告書の本文の案について意見交換をしていただく予定にしております。可能な限り事前に皆様方にメール等でお示しをして、御意見を1回頂戴したものを入れ込んだ形で、できたら本番を迎えたいと思っておりますので、また改めて詳細につきましては御連絡を差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○清家座長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。